

別勘定」という。)を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5

法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項及び第七項において「適格合併等」という。)を行った場合(第六十八条の八十五第六項に規定する場合を除く。)には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人(以下この条において「合併法人等」という。)に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額(連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定の金額を含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)

二 適格分割等 当該適格分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額

(当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が取得期間の末日までに当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受けることが見込まれる場合における当該金額に限る。)及び当該適格分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

前項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人で適格分割等を行つたもの(当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。)にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

71 第五項の規定により合併法人等が引き継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第一項の規定により設けている特別勘定の金額(当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の八十五第一項の規定により設けている特別勘定の金額)とみなす。

8| 前条第一項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、第一項に規定する取得期間（当該特別勘定の金額が第五項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合には、第三項に規定する期間。以下この条において「取得期間」という。）内に当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受けた場合について準用する。」の場合において、前条第一項中「当該事業年度の確定した決算」とあるのは「当該土地建物等を譲り受けた日を含む事業年度の確定した決算」と、同項第二号中「当該譲渡の日を含む事業年度において」とあるのは「次条第八項に規定する取得期間内に」と読み替えるものとする。

9| 前条第四項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。以下この項において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の取得期間内に当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分割等により当該土地建物等を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときについて準用する。この場合において、前条第四項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該土地建物等を譲り受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

10| 前二項の場合において、その譲り受けた土地建物等に係る第一項の特別勘定の金額は、当該土地建物等を譲り受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11| 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12| 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等

(以下この項において「非適格株式交換等」という。)を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が次の各号に掲げる場合(第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得期間内に第一項の特別勘定の金額を前三項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二 取得期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合当該特別勘定の金額

三 取得期間内に解散した場合(合併により解散した場合を除く。)において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。当該特別勘定の金額

四 取得期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行つた場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。当該特別勘定の金額

14 前条第八項の規定は第一項又は第三項に規定する譲渡について、同条第九項の規定は第一項又は第三項の規定の適用を受けた法人(連結事業年度において第六十八条の八十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。)について、それぞれ準用する。

15 第六十五条の七第十五項及び第六項の規定は第一項又は第八項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第八項又は第九項の規定の適用を受けた土地建物等について、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

16 第六十五条の七第十三項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた土地建物等(連結事業年度において第六十八条の八十五第九項又は第十項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する土地建物等を含む。)について準用する。

17 第四項及び前三項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び第五項から第十三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条 省略

256 省略

7 第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度において第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8 省略

（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）

第六十六条の二 省略

2510 省略

11 適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けた先行取得土地等（連結事業年度において第六十八条の八十五第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する先行取得土地等を含む。）の移転を受けた合併法人等が当該先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該先行取得土地等の取得価額に算入されなかつた金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

12 第一項若しくは第七項の規定の適用を受けようとする法人の先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は第十項の規定の適用を受けようとする合併法人等に適格合併等により指定期間内に取得をした土地等（以下この項において「引継土地等」という。）を移転した被合併法人等の当該取得の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合において、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第六十八条の八十五第一項の規定による届出書の提出をしているときは、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第一項の規定による届出書の提出をしているものとみなす。この場合において、同項及び第七項中「事業年度終了の日」とあるのは、「連結事業年度終了の日」とする。

14 13 この条における用語については、次に定めるところによる。

一 省略

二 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ・ロ 省略

第六十六条 同上

256 同上

7 第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度において第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8 同上

（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）

第六十六条の二 同上

2510 同上

11 適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けた先行取得土地等（連結事業年度において第六十八条の八十五の三第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する先行取得土地等を含む。）の移転を受けた合併法人等が当該先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該先行取得土地等の取得価額に算入されなかつた金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

12 第一項若しくは第七項の規定の適用を受けようとする法人の先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は第十項の規定の適用を受けようとする合併法人等に適格合併等により指定期間内に取得をした土地等（以下この項において「引継土地等」という。）を移転した被合併法人等の当該取得の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合において、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第六十八条の八十五第一項の規定による届出書の提出をしているときは、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第一項の規定による届出書の提出をしているものとみなす。この場合において、同項及び第七項中「事業年度終了の日」とあるのは、「連結事業年度終了の日」とする。

14 13 同上

一 同上

二 同上

イ・ロ 同上

ハ 第六十五条の七、第六十五条の八又は第六十五条の十一から第六十五条の十四までの規定の適用を受ける譲渡

二・本規定の適用を受ける譲渡

三省略

第六十六条の五省略

2・3省略

4 第一項の規定は、当該内国法人の当該事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額が当該内国法人の当該事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。ただし、同条第四項の規定がある場合には、この限りでない。

5・11省略

（超過利子額の損金算入）

第六十六条の五の三省略

2省略

3 第一項若しくは前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二条の七の六に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（内国法人に限る。以下この項において「分配法人」という。）の残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定日の翌日前七年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前七年内事業年度」という。）において生じた超過利子額（当該被合併法人等の当該超過利子額（この項又は次項の規定により当該被合併法人等の超過利子額とみなされたものを含み、第七項の規定によりないものとされたものを除く。第六項において同じ。）に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書（同条第三十一号に規定する確定申告書をいう。第五項及び第八項において同じ。）に当該超過利子額に関する明細書の添付があることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該超過利子額に限る。以下この項において「引継対象超過利子額」という。）があるときは、当該適格合併

第六十六条の五同上

2・3同上

（超過利子額の損金算入）  
第六十六条の五の三同上

2同上

4 第一項の規定は、当該内国法人の当該事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額が当該内国法人の当該事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。

5・11同上

3 第一項若しくは前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二条の七の六に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（内国法人に限る。以下この項において「分配法人」という。）の残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定日の翌日前七年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前七年内事業年度」という。）において生じた超過利子額（当該被合併法人等の当該超過利子額（この項又は次項の規定により当該被合併法人等の超過利子額とみなされたものを含み、第七項の規定によりないものとされたものを除く。第六項において同じ。）に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書（同条第三十一号に規定する確定申告書をいう。第五項及び第八項において同じ。）に当該超過利子額に関する明細書の添付があることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該超過利子額に限る。以下この項において「引継対象超過利子額」という。）があるときは、当該適格合併

に係る合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度又は当該法人（内国法人に限る。以下この項において「被分配法人」という。）の当該残余財産の確定の日の翌日を含む事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前二項の規定の適用については、当該前七年内事業年度において生じた引継対象超過利子額（当該分配法人に同条第十四号に規定する株主等が二以上ある場合には、当該引継対象超過利子額を当該分配法人の発行済株式又は出資（当該分配法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該被分配法人の有する当該分配法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該引継対象超過利子額の生じた前七年内事業年度開始の日を含む当該合併法人又は被分配法人の各事業年度（当該合併法人又は被分配法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた引継対象超過利子額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた超過利子額とみなす。

#### 4511 省略

##### （技術研究組合の所得の計算の特例）

第六十六条の十 青色申告書を提出する技術研究組合（清算中のものを除く。）が平成二十七年三月三十一日までに技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 254 省略

##### （社会保険診療報酬の所得の計算の特例）

第六十七条 医療法人が、各事業年度において第二十六条第一項に規定する社会保

に係る合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度又は当該法人（内国法人に限る。以下この項において「被分配法人」という。）の当該残余財産の確定の日の翌日を含む事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前二項の規定の適用については、当該前七年内事業年度において生じた引継対象超過利子額（当該分配法人に株主等が二以上ある場合には、当該引継対象超過利子額を当該分配法人の発行済株式又は出資（当該分配法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該被分配法人の有する当該分配法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該引継対象超過利子額の生じた前七年内事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた引継対象超過利子額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度において生じた超過利子額とみなす。

#### 4511 同上

##### （技術研究組合の所得計算の特例）

第六十六条の十 青色申告書を提出する技術研究組合（清算中のものを除く。）が平成二十五年三月三十一日までに技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 254 同上

##### （社会保険診療報酬の所得計算の特例）

第六十七条 医療法人が、各事業年度において第二十六条第一項に規定する社会保

険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。）が七千万円以下であるときは、当該事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二千五百万円以下の金額	百分の七十二
二千五百万円を超えて三千万円以下の金額	百分の七十
三千万円を超えて四千万円以下の金額	百分の六十二
四千万円を超えて五千万円以下の金額	百分の五十七

2 前項に規定する法人が法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合における前項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは「二千五百万円」と、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「一千二百五十万円」と、「三千万円」とあるのは「千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二千五百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「二千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二千五百万円」とする。

### 3・4 省 略

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十七条の五の二 青色申告書を提出する法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に限る。以下この項において「中小企業者」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小企業者に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（当該再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において当該中小企業者が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又

険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において当該事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であるときは、当該事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

同 同 同 上	同 同 同 上
同 同 上	同 同 上

2 前項に規定する法人が法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合における前項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは「二千五百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「一千二百五十万円」と、「三千万円」とあるのは「千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二千五百万円」とする。

### 3・4 同 上

は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小企業者の当該事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは、一政令で定める債権（租税特別措置法第六十七条の五の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）」と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 金融機関等 預金保険法第二条第一項各号に掲げる金融機関（同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行を除く。）その他政令で定めるものをいう。
  - 二 投資事業有限責任組合契約等 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（次号において「投資事業有限責任組合契約」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。
  - 三 特定投資事業有限責任組合契約 投資事業有限責任組合契約のうち中小企業の事業の再生に著しく寄与する契約として政令で定めるものをいう。
- 3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四 省略

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項	第二十三条第一項
第二十三条の二 省略	省略
省略	省略

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四 同上

2 同上

同上	同上
同上	同上
同上	同上

第一項 第五十二条第一項第一号イ	第五十七条第一項ただし書	第五十七条第十号第一項第一号	第五十八条第六号第一項第一号	第五十九条第二項第一号	第五十九条第一項第一号	第六十六条第一項第一号	第六十七条第一項第一号	第六十九条第一項第一号
省略	省略	省略	省略	当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人	同条第一項	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号(特定目的会社に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす特定目的会社	第五十七条第一項	省略	省略	省略

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

3 特定目的会社に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 同上

第四十二条の三 の二第一項の表 の第一号	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第五十七条の九 第一項	ものを除く	を除く	を除く	を除く	を除く	を除く
第六十二条の四 第一項	もの並びに特定目的会社を除く	の並びに特定目的会社を除く	の並びに特定目的会社を除く	の並びに特定目的会社を除く	の並びに特定目的会社を除く	の並びに特定目的会社を除く

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件

同上	同上	同上	同上	同上	第五十七条の九 第一項	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 同上

を満たすものに限る。）が支払う投資法人法第百三十七条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額その他の政令で定める金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

### 一 省 略

### 二 次に掲げる全ての要件

#### イ ふ 本 省 略

他（当該投資法人につき投資法人法第九十四条第一項に規定する場合に該当する場合における当該投資法人に代わつて専ら投資法人法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引（国外において行われるものに限る。）を行うことを目的とするものとして財務省令で定める法人を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していないこと。

#### ト 省 略

投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第十号			
第一項	第二十三条第一項	省 略	省 略
第二十三条の二	省 略	省 略	省 略
第一項	省 略	省 略	省 略

### 3 2

### 一 同 上 二 同 上 イ ふ 本 同 上

他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していないこと。

#### ト 同 上 同 上 上

同 上			
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

第六十七条第八	項 第六十七条第一	項 第六十七条第二	項 第六十六条第一	項 第六十六条第二	第五十九条第二	第五十八条第六	第五十八条第一	第五十七条第十	第五十七条第一	第五十二条第一	
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	同条第一項	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	第五十七条第一項	租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人に該する法人	当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人	省 略	省 略	省 略	省 略

同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項 第六十九条第一 項								
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上

同上	同上	同上	同上	同上	第五十七条の十 第一項	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

## (振替国債の利子等の非課税等)

第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する振替国債（割引債）（第四十一条の十三第一項に規定する割引債をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものを除く。以下この項及び第九項において「振替国債」という。）又は第五条の二第一項に規定する振替地方債（割引債に該当するものを除く。以下この項及び第九項において「振替地方債」という。）につき支払を受けた利子及び償還差益（その振替国債又は振替地方債の償還（買入消却を含む。次項、第三項及び第九項において同じ。）により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。

## 2 外国法人が第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等（割引債に該当するものを除く。以下この項及び第九項において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける同条第一項に規定する利子等及び償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3 外国法人が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定する民間国外債（以下この項及び第九項において「民間国外債」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

2 外国法人が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この項において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける第五条の三第一項に規定する利子等及び償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3 外国法人が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定する民間国外債（以下この項及び第九項において「民間国外債」という。）につき支払を受ける利子及び発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

4 外国法人の発行する第四十一条の十二第七項に規定する割引債（次項において「割引債」という。）の同条第七項に規定する償還差益（次項において「償還差益」という。）及び第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益（当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）のうち、当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、法人税法第二百三十八条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

## (振替国債の利子等の非課税等)

第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する振替国債（以下この項及び第九項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（以下この項及び第九項において「振替地方債」という。）につき支払を受けた利子及び償還差益（その振替国債又は振替地方債の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。

所得とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

5 法人税法第百四十二条第一項から第四号までに掲げる外国法人が支払を受ける割引債（第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けたものに限る。以下この項において同じ。）の償還差益（外国法人の発行する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第百四十二条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）は、同条第一号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものとする。

6 外国法人が特定振替機関等（第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等をいう。以下この項において同じ。）又は適格外国仲介業者（同条第七項第四号に規定する適格外国仲介業者をいう。以下この項において同じ。）から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の同条第七項第五号に規定する特定国外営業所等を通じて同項第六号に規定する振替記載等を受けている特定振替割引債（同項第七号に規定する特定振替割引債をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の保有により生ずる所得を有する場合の当該特定振替割引債の保有により生ずる所得で、当該特定振替割引債の発行者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものにつき生ずる所得については、法人税を課さない。

#### 7・8 省略

9 外国法人が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等（当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）、民間国外債（当該民間国外債の発行をする者の第六条第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）又は特定振替割引債（当該特定振替割引債の発行者の第四十一条の十三の三第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）の償還により生ずる損失の額（特定振替割引債にあつては、当該特定振替割引債の保有により生ずる損失の額その他の政令で定める金額）は、法人税に関する法令の規定については、ないものとみなす。

10 第一項から第三項まで、第六項、第七項及び前項の規定は、第一項に規定する利子及び償還差益、第二項に規定する利子等及び償還差益、第三項に規定する利子及び償還差益、第六項に規定する保有により生ずる所得、第七項に規定する特定利子及び貸借料等又は前項に規定する損失の額のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人（以下この項において「国内に恒久

5 法人税法第百四十二条第一項から第四号までに掲げる外国法人が支払を受ける割引債（第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債（次項及び第九項において「特定短期公社債」という。）を除く。以下この項において同じ。）の償還差益（外国法人の発行する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第百四十二条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）は、同条第一号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものとする。

6 外国法人が特定短期公社債につき支払を受ける償還差益（その特定短期公社債の償還により受ける金額がその特定短期公社債の取得価額を超える場合におけるその差益をいい、特定短期公社債のうち第四十一条の十二第九項第二号から第七号までに掲げるもの（以下この項において「特定短期公社債」という。）にあつては、当該特定短期公社債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者が支払を受けるものを除く。）については、法人税を課さない。

#### 7・8 同上

9 外国法人が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等、民間国外債又は特定短期公社債の償還により生ずる損失の額（民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）は、法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

10 第一項から第三項まで、第六項、第七項及び前項の規定は、第一項に規定する利子及び償還差益、第二項に規定する利子等及び償還差益、第三項に規定する利子及び償還差益、第六項に規定する保有により生ずる所得、第七項に規定する特定利子及び貸借料等又は前項に規定する損失の額のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人（以下この項及び次条において「国内に恒久的施

的施設を有する外国法人」という。)が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する外國法人につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

## 11 省略

設を有する外国法人」という。)が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する外國法人につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

## 11 同上

### (分離振替国債の課税の特例)

- 第六十七条の十八 外國法人が第五条の二第一項に規定する特定振替機関等** (以下この条において「特定振替機関等」という。) 又は第五条の二第七項第四号に規定する適格外國仲介業者 (以下この条において「適格外國仲介業者」という。) から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所 (以下この条において「営業所等」という。) 又は当該適格外國仲介業者の同項第五号に規定する特定国外営業所等 (以下この条において「特定国外営業所等」という。) を通じて同項第六号に規定する振替記載等 (以下この条において「振替記載等」という。) を受けている分離振替国債 (社債、株式等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるとところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。) の保有又は譲渡により生ずる所得を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、法人税を課さない。
- 2 外國法人が特定振替機関等又は適格外國仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所等又は当該適格外國仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる損失の額その他の政令で定める金額 (次項において「損失額」という。) は、法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。
- 3 前二項の規定は、国内に恒久的施設を有する外國法人の分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得及び損失額でその者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

### (農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)

**第六十八条の二 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に行われるものが共同事業合併 (当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人 (法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人) の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれ**

### (農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)

**第六十八条の二 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十日までの間に行われるものが共同事業合併 (当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人 (法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人) の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれ**

かの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の二(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

### 一五 省略

#### (特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

##### 第六十八条の三の二 省略

2 特定目的信託に係る受託法人にに対する法人税法の規定の適用については、次表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十九条第二項	当該適用年度終了の時において 第五十七条第十	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第五十八条第六項 第一号	第五十八条第一項 ただし書	第五十八条第一項 ただし書	第五十七条第十一 項第一号	第五十七条第一項 ただし書	第五十三条の二第 一項	第二十三条の二第 一項	第二十三条第一項

かの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の二(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

### 一五 同上

#### (特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

##### 第六十八条の三の二 同上

2 同上

同上						
同上						
同上						

3512 省略

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)  
第六十八条の三の三 省略

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十九条第二項 第一号	第五十八条第六項 第一号	第五十八条第一項 ただし書	第五十七条第十一項 第一号	第五十七条第一項 ただし書	第二十三条第一項 第一項	第二十三条第一項 第一項
当該適用年度終	省略	省略	省略	省略	省略	省略
租税特別措置法第六十八条の三の三	省略	省略	省略	省略	省略	省略

第六十九条第一項	同条第一項	一項各号に掲げる法人
省略	第五十七条第一項	法人

3512 同上

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)  
第六十八条の三の三 同上

2 同上

同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上

第六十九条第一項			了の時において 第五十七条第十 一項各号に掲げ る法人
省 略	同条第一項		第一項第一号（特定投資信託に係る 受託法人の課税の特例）に掲げる要 件を満たす特定投資信託に係る受託 法人
省 略	第五十七条第一項		

#### (課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項、第七項及び第九項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十一、「第四十二条の十二の二」、第四十二条の十二の三第三項並びに第四十二条の十一の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに

	同上
	同上
	同上

## (課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

**2** 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項、第七項及び第九項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項並びに第四十二条の十一第三項の規定その他政令で定める規定を適用する。

3  
同上

### (試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の十第一項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計

第六十八条の十五の五並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までに規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の人を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る連結税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第四号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2510 省略

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらにより計算した法人税の額により計算した法人税の額に、第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

12 同上

算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の人を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る連結税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第四号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2510 同上

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

12 同上

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに